

昭和村 農業委員会だより

第5号

2018.3

発行：昭和村農業委員会
(昭和村産業課内)

Showa-mura Agriculture Committee



CONTENTS

農業委員会視察研修報告	2
群馬県農業振興船津賞	4
農地法許可申請関係	5
わが家は「家族経営協定」を結びました	6
農地中間管理機構について	
トピックス	7
お知らせ(土壌消毒・農作業の注意事項)	8



the most beautiful
villages in Japan

昭和村
SHOWA-MURA

農業委員会視察研修報告

星野 昌司



青果市場前での集合写真

平成三十年一月十四日から十七日まで、農業委員二四名、事務局二名で台湾の視察研修に行ってきました。

視察の目的は台湾彰化県政府との交流と二林鎮農會での農業視察、さらに台湾国内の青果物流通の現状を知る事でした。

十四日は午後「天燈」で知られる十份、「千と千尋の神隠し」のモデルになった九份を視察し、夜は士林夜市へ。台湾は共働き社会。家庭で料理を作らず毎日三食を外食で済ませる家庭が多く、一食二〇〇円から三〇〇円の安価で豊富なメニューがあり、夜市は早い時間帯は家族連れが夕食を食べに訪れ、遅い時間には若者たちの娯楽の場となるそうです。

十五日、台北から台中に移動する途中、忠烈祠、故宮博物館、台北101を見学。この日、二店舗のコンビニに立ち寄ってみました。が、サラダ、弁当類の陳列が少なく、食生活の違いがコンビニの品揃えでも感じることができました。

台中市場視察

十六日、早朝四時三十分ホテルを出発し台中果菜運銷股份有限公司を視察。

一九二一年に開設された市場で、台中市政府が四九%、台中農地区會(農協)が五一%を出資し、管理費として生産者から販売額の二%、買受側からも二%を徴収し、合計の四%で会社の全ての運営が行われていました。これは、生産者からのみ市場手数料を徴収する日本と異なり、うらやましく思いました。毎日、果実五〇〇t、野菜を一五〇t流通させるこの市場は、午前三時三十分からセリが開始されるそうです。が、果物の仲卸が二〇〇社、野菜の仲卸が四〇社並ぶ場内は、細い通路を人やバイクが動き回り活気に満ちていました。市場に並べられていた果実は規格によってきれいに箱詰めされていて、また、野菜はおおざっぱにまとめた荷物が多く、家庭での需要が無いと、細かい規格は必要が無いとのこと

でした。市場外取引も多く、生産者とスーパーや料理店が直接取引をするケースもかなりあるそうです。



台中果菜運銷股份有限公司 (青果市場内の状況)

現在、台湾は食糧自給率一〇〇%を誇っており、果物は輸出も多くされています。しかし、台風シーズンの葉物の供給がネックとなっており台風襲来に備えて大型冷蔵庫に大量に保存しておくそうですが、年によっては台風の被害が少なく多額の赤字を背負うリスクを抱えているそうです。市場関係者との質疑応答で、「コンニャクの輸入の可能性」や「放射性物質の問題」等について、本村の農

その後、台湾国内に三店舗のスーパーを展開する裕毛屋を訪問し、農産物等の販売状況を見学させていただきました。裕毛屋はターゲットの客層を在台湾の日本人や台湾の富裕層に絞っ



スーパー裕毛屋公益店内の状況

業委員より質問が出されましたが、「コンニャクの需要は少ないが精進料理として食べる人がいる」、「放射性物質に関しては政府が強く感心を持っており消費者団体の意向もかなり重要になる」との厳しい返答でした。しかし、将来的には緩和されるだろうと説明していました。

スーパー裕毛屋視察

ており、単価はかなり高額でしたが日本の商品の品揃えが豊富で、青果物も地元商品の他に日本全域から輸入された様々な野菜や果実が並べられていました。

台中彰化県表敬訪問

午後は、直前に合流した星野県議にご同行いただき、彰化県庁に魏明谷知事を表敬訪問しました。県庁舎前での職員の出迎えを受け、会場内では知事自ら一人ずつ歓迎の挨拶をいただきました。記念品の交換など一連のレセプションを行いました。



彰化県知事と記念品の交換

その後、視察地である二林鎮農會へ移動し、スタッフと農家の方から年間三回収穫できるというドラゴンフルーツの説明を受け、ほ場を見学させていただきました。この地域は、ぶどうの産地からドラゴンフルーツの産地に移行し現在では台湾での三割を超える生産量を占め、輸出も盛んに行われていました。特に農家の女性の積極的な姿勢には農業においても男女格差のない「共働き」の感覚があるように強く感じました。

この日の夕食は、彰化県政府、二林鎮農會、裕毛屋の役職員の方と生産者の



ドラゴンフルーツ農場視察

ドラゴンフルーツ農場視察

方々が食事会を設営してくださり、まさに「台湾流の乾杯」を繰り返しながら、言葉の壁を越えた交流をすることができました。

まとめ

十七日、それぞれの思いを胸に帰国の途につきました。今回の視察で、台湾は日本が統治していた時代にダムや発電所を建設し、台湾の農業や工業が発展する礎を築いてくれたと日本に感謝と親しみを覚えていること、台湾の農業や青果物の流通の現状、さらには、近年若年層にわずかであるが家庭で調理し野菜を多く摂ろうという気運が芽生えているという食生活の変化

の話も聞くことができました。そして、台湾の農産物と用途や価格帯が競合しないものであれば積極的に輸入したいとの説明も伺うことができました。

台湾到着直後、参加者全員が驚かされたバイクの多さと交通ルール、一見日本人には無秩序に見える事にも台湾には台湾のルールとマナーがあり、この国はまだまだ変貌の途中にあると感じた視察でした。

結びに、ご同行いただいた星野県議、彰化県との調整をいただいた片品村観光協会の倉田さんに書面を借り御礼申し上げます。



台湾のYahoo!に掲載されました

吉野藤彦さんに 群馬県農業振興船津賞



受賞した吉野藤彦さんと妻の一江さん

平成三十年一月二十二日、伊勢崎市で開催された群馬県農業委員会活動推進研修会の席上、群馬県農業振興船津賞の授与が行われ、赤谷地区の吉野藤彦さんが受賞されました。

この賞は、上毛かるたにも登場する日本の農業発展に大変尽力された船津伝次平翁の業績をたたえ顕彰するため、群馬県の農業及び農村の振興発展に寄与された模範農家に贈られているものです。

昭和三十五年から毎年一人ずつ表彰され、吉野さんは五九人目の受賞となりました。

本村においては、平成十八年に竹内惣兵衛さん(宮貝戸)がこんにゃくの関係で受賞されています。

吉野さんは、地元の農業高校を卒業後、農業研修生としてカナダで酪農経営を学び、帰国後に農業生産法人を設立し、雇用条件の改善に取り組みました。

また、カナダでの経験を活か

し、トラクターやパイプラインミルカーなどの機械を導入するとともに、乳量の増大と品質の向上を図るための施設をいち早く導入し、近代化を積極的に推進してこられました。

さらに、堆肥を牧草地に還元することで飼料の生産を行う、環境に優しい経営を実現されました。

このように、大規模酪農経営の先駆者としての経験を県内外の酪農家に積極的に広め、酪農振興に貢献されました。

吉野さんは「これまでやってきたことが認められて大変うれしく思います。また、堤村長を始め農業委員会や村の皆さんの応援があったから受賞できたと思います。この先、歳を重ねても夢を持ち続け、頑張つて生きていきたいです。」と受賞の喜びを語りながら、長年一緒に歩んできてくれた妻の一江さんに感謝していました。

農地法許可申請の受付締切日

事前相談は毎月20日まで

毎月25日

※農地法許可申請 ◇農地法3条…農地の所有権を移転する場合 ◇農地法4・5条…農地を宅地等に転用する場合

農地を転用等する場合、農業委員会に申請して許可が必要です。許可を得ないで行うと契約に効力がなく、農地法違反にもなるので忘れずに手続きしましょう。

手続きの流れ

まずは農業委員会事務局にご相談ください。

許可申請書の受付締切日 毎月25日

- ※締切日が閉庁日(土・日・祝)の場合はその前に提出ください。
- ※申請締切日以内でも、添付書類に不備がある場合は次回審査になりますので、申請する際は、事前に20日までに農業委員会事務局へご相談ください。また、あらかじめ地元農業委員へご相談ください。

申請内容の審査

農業委員会事務局で申請書と添付書類を確認し、必要に応じて聴き取りや現地の調査を行います。

農業委員会での審議

今年度の農業委員会開催日は右記の通りです。
提出された申請はここで審議され、許可等を決定します。農地転用許可申請は審議を経て県知事に送付します。

許可書の交付

許可後、ご連絡しますので、許可書は農業委員会事務局で受領してください。

平成30年度 農業委員会開催日及び許可申請受付締切日スケジュール

	開催日	申請締切日
第27回	H30年5月10日(休)	H30年4月25日(火)
第28回	H30年6月8日(金)	H30年5月25日(金)
第29回	H30年7月10日(火)	H30年6月25日(月)
第30回	H30年8月10日(金)	H30年7月25日(水)
第31回	H30年9月10日(月)	H30年8月24日(金)
第32回	H30年10月10日(水)	H30年9月25日(火)
第33回	H30年11月9日(金)	H30年10月25日(水)
第34回	H30年12月6日(水)	H30年11月22日(水)
第35回	H31年1月10日(土)	H30年12月25日(火)
第36回	H31年2月8日(日)	H31年1月25日(金)
第37回	H31年3月8日(日)	H31年2月25日(月)

平成30年度の農振除外申請の締切日は
平成30年 5月1日(火)
11月1日(木)です。

農業委員会での審議結果 (平成29年4月～平成30年3月末)

平成29年4月～平成30年3月までの間、農地法に基づき申請された審議件数は次のとおりです。

農地法第3条 (農地の権利移動を伴うもの)			農地転用 農地法第4条 (農地転用をするが権利移動を伴わないもの)		4件(5筆)	4,706㎡		
売 買	14件(17筆)	50,854㎡						
賃 貸 借	0件(0筆)	0㎡						
使用賃借	0件(0筆)	0㎡						
交 換	2件(2筆)	1,736㎡						
贈 与	5件(19筆)	45,738㎡						
公 売	0件(0筆)	0㎡						
競 売	3件(11筆)	27,390㎡						
計	24件(49筆)	125,718㎡						
利用権設定 (農業経営法強化によるもの)			農地法第5条 (農地転用し、権利移動を伴うもの)					
賃 借 権	24筆	86,439㎡	売 買	4件(5筆)	1,290㎡	贈 与	1件(1筆)	76㎡
使用賃借	31筆	102,801㎡	賃 貸 借	1件(1筆)	957㎡	計	11件(14筆)	5,415㎡
権利移転	0筆	0㎡	使 用 賃 借	5件(7筆)	3,092㎡			
計	55筆	189,240㎡						
		(うち新規 18筆 58,256㎡)						
		(うち中間管理機構活用 19筆 73,180㎡)						
			内 訳					
			農地法4条・5条 転用内訳					
			農業用施設用地	4件(6筆)	3,733㎡	進 入 路 及 び 庭 用 地	1件(1筆)	112㎡
			住 宅 用 地	7件(9筆)	2,349㎡	畜 舎 用 地	1件(1筆)	2,894㎡
			車 庫 用 地	1件(1筆)	76㎡	計	15件(19筆)	10,121㎡
			資 材 置 き 場 用 地	1件(1筆)	957㎡			
			農地のあっせん申出					
							12件(15筆)	46,708㎡

農地の賃借料情報について

農地法第3条許可や農用地利用集積計画の公告により、平成29年1月から12月までの1年間に効力の発生した村内農地の賃貸借における賃借料情報を公表します。

農地の賃借料を決定する際の参考としてご利用ください。

昭和村農業委員会調べによる平成29年の賃借料水準

	平均	最高額	最低額	データ数
畑	30,000円	50,000円	20,000円	41筆
水田	—円	—円	—円	—筆

※水田データはありませんでした。

(10a当たり)

わが家は
家族経営協定
を結びました。



新しく結んだご家族

農業委員会では、農業経営者やその家族が将来に希望を持ち、安心して農業に従事できるように、家族内のルールをつくる家族経営協定の締結を推進しています。

昭和村家族経営協定調印式が平成三十年三月六日(火)に役場会議室で行われ、家族ごとに協定書に調印し、協定を結びました。今年度は、再締結が五組で新規の締結者はいませんでした。これにより、協定を結んでいる農家の総数は一五七組となりました。

鎌 沢 澤浦 太一さん

本協定を経営の中心に据え、今後も頑張ります。よろしくお願いします。

森下上 真下 雄司さん

家族皆で一生懸命頑張ります。

中内出 竹吉 健一さん

親子2人で力を合わせて頑張ります。

上内出 加藤 浩幸さん

今回2度目の家族経営協定を結びました。助け合いながら良い経営になり、息子たちにバトンタッチ出来るように頑張ります。

田 岸 萩原 安夫さん

再締結をきっかけに、また協力し合って頑張りたいと思います。



農地を貸したい方
農業振興地域内で耕作可能な農地に限ります

- 規模縮小を考えてる方
- 農地の受け手を探してる方
- 農業経営のリタイアを考えている方

※相談・お申し込みは市町村窓口へ

【出し手農家のメリット】

- 公的機関が農地を預かるので安心です。
- 契約期間終了後には、確実に農地が戻ります。
- 賃貸料は機構から口座振込されるので、確実に支払われます。
- 農地中間管理機構に農地を預けることにより機構集積協力金*が受けられます。(要件有)

農地を借りたい方

- 経営の規模拡大を目指す方
- まとまった農地で効率経営を目指す方
- 新規に農業参入を目指す方

※利用には応募が必要で
※機構または市町村へ応募してください

【担い手農家のメリット】

- 複数の出し手農家の農地を借りても、機構のみの契約となり、賃借料の支払いの手間が省けるので便利です。
- まとまった農地を借りられ、農作業の効率化・コストダウンが可能です。

農地の貸し借りの新しい制度をご活用ください
あなたの大切な農地を
農地中間管理機構へ

「農地中間管理事業」は、公的機関である農地中間管理機構が農地を貸したい農家から借り受け、農業経営の効率化や規模拡大を図る担い手等へ貸し付ける制度です。

*機構集積協力金… 地域集積協力金(地域の一定割合以上を機構に貸し付けた場合)、経営転換協力金(経営転換・リタイアする農業者へ)等

昭和村役場産業課、農業委員会までお問い合わせください。



高妻 楓さん
勤務先：(有)AK牧場

牛が最高の癒し

埼玉県蕨市出身で東京農業大学農学部を卒業後、赤城原のAK牧場で働いている高妻さんにインタビューしました。

小さい頃から動物が大好きで、大学は農学部を選択。馬や牛など大きな動物の世話に興味があったので、牧場で働くことに決めました。

今は生後六か月までの子牛約二十頭の世話に奮闘中です。朝七時に出勤、一頭一頭丁寧にチェックし、体調に合わせてミルクの量を調整したり、薬を与えます。生まれたばかりの子牛が一生懸命ミルクを飲む様子は本当にかわいくて、やりがいを感じる仕事の一つです。

搾乳を担当する日は朝五時に仕事が始まります。夏は暑く、冬は厳しい寒さの中での作業を大変だと感じることもあります。牛たちの可愛さには変えられません。人間みたいな咳をしたり、お尻を並べて餌を食べている様子も可愛いくて、お世話をしながらこちらが癒されています。元気が良すぎて、うるさいと思うこともあります。(笑)

これからも牛たちと向き合いながら、毎日の仕事を丁寧につづつ積み重ねていきたいです。



トピックス topics

昭和村で農業しています

Q 出身地は？

稲葉 東京都 川村 岩手県

Q 昭和村を知ったきっかけは？

稲葉 池袋のファーマーズフェアで素敵な出会いがあったから。

川村 ネット検索で星ノ環のHPに掲載されていた住所が昭和村だった。

Q 昭和村に来てよかったことは？

稲葉 朝焼けが綺麗で、虹が大きいこと。

川村 手作りの生芋こんにゃくの美味しさを知ったこと。

Q 昭和村で農業して思うことは？

稲葉 生産者それぞれが个性的でエネルギッシュ。

川村 大型の機械を乗り回せるのが良い。今は担当作物が変わったので、乗る機会が少ないのが残念。

Q 昭和村の印象は？

稲葉 村の人はみんな働き者で、星や山が美しい。

川村 「のどかな農村」とは程遠い忙しい村。その忙しさの中に光る汗が美しい。

稲葉 久紀さん
川村 夏恵さん
勤務先：(有)農園星ノ環



Q 今年の目標は？

稲葉 ここ数年、天候不順により生産が不安定だったので、天候に左右されずに安定した生産を目指す。

川村 新規でイチゴの栽培を始めたので、栽培技術の習得と併せて、生産を安定させるための体制を整える。

Q 自由に一言

稲葉 これからも昭和村で楽しく農業していきます。よろしくお願いします。

川村 結婚したので、家族を養える働き方を模索します。農業と自分の可能性に期待しています。

農作業についてのお願い

堆肥や農薬の散布作業などは、農作物の生育に欠かせない作業ですが、作業の仕方によっては苦情やトラブルの発生の原因となります。下記の注意点について、ご理解とご協力をお願いいたします。

●堆肥の悪臭について

堆肥の散布については、発酵した堆肥を適正量散布し、散布後は速やかに畑へすき込み、悪臭の発生防止に努めてください。畑に堆肥を積んだままにしないでください。臭いの発生や流出事故の原因となります。

●農薬散布について

住宅の周辺で農薬を散布する際は、事前に周辺住民にお知らせするなど、生活環境に十分配慮してください。また、周辺の農作物への飛散にも注意してください。散布の際には、天候や風向き、時間帯に注意するなど、飛散防止に努めてください。

●野焼きについて

野焼きは原則禁止となっています。村内では、営農のためやむを得ない野焼きは、村の焼却処分計画により、例外として行っています。村の処分計画を守り、周囲に迷惑をかけないよう、十分配慮し行ってください。また、村外での野焼きは、その市町村の方針に沿った対応をお願いします。

●農耕車に付着した土の処理について

トラクターやトラックなどでの農作業後、田畑から公道へ出る前にはタイヤ等に付着した土や堆肥を落としてから道路を走行するようお願いします。やむを得ず土や堆肥が道路に出てしまった場合は、速やかに片付けていただきますようお願いいたします。

●畑の作り出し耕作について

畑の作り出し耕作は、大雨時には土が流出し、水路がつまり水害事故の原因となる恐れがあります。決められた境界内での耕作をお願いします。また、表土流出防止対策としてグリーンベルトや土側溝の設置などをお願いします。

●路上での作業について

路上の駐車については、道路交通法により、駐車禁止場所や駐車方法が定められています。法令を遵守した駐車をお願いします。やむを得ず道路に車両を駐車して作業を行う場合は、法律を守り、交通状況に十分注意し、作業後は速やかに車両を移動するようお願いします。

※上記の各項目は、法律や条例等により規制及び処分の対象となる行為に関係します。他人に迷惑をかけないよう注意し農作業を行ってください。住民等から通報があった場合は、行政指導をすることがあります。
昭和村役場 産業課 TEL:0278-24-5111 FAX:0278-24-5254

編集後記 第5号昭和村農業委員会だよりが発行の運びとなりました。発行に当たりまして、ご協力いただきました皆様方に、広報委員一同厚く御礼申し上げます。研修に行かせて頂きました台湾で2月6日、マグニチュード6.4、台湾東部の花蓮市内で地震が起きました。台湾も地震が多く、1999年9月には中部でマグニチュード7.7の大地震が起こった様です。

気候も温暖化が進み、世界各地で災害が増えています。できる限り、1年、無事に過ごせる様祈りたいと思います。(N)

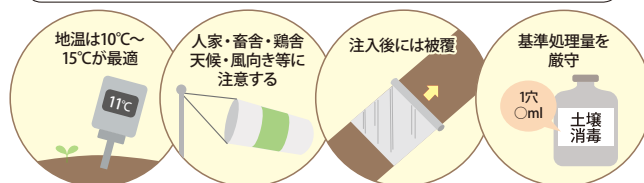
！ ！
土壤消毒(クロルピクリン剤)・
除草剤の使い方に気をつけて！
 おとなりさんも一生懸命作っている野菜です！

▼被害にあった事例▼



土壤消毒の影響で手前が枯れてしまったハウレン草

土壤消毒(クロルピクリン剤)を使用する際の注意点



■飛散(ドリフト)防止対策の必要性

飛散した農薬が近隣の出荷間近の農作物に付着すると、その作物に適用のない農薬はもちろん、適用がある農薬でも残留基準を超えてしまう恐れがあります。このような場合、**飛散を受けた作物の生産者は、自らの責任が無いにもかかわらず出荷禁止となってしまうため、細心の注意が必要です。**

■飛散(ドリフト)低減の具体策

単独の対策ではその効果に限りがあるため、いくつかの対策を合わせて十分な効果を得る必要があります。

- 1 散布時の風向きと風速に注意する
- 2 散布圧力、風量に注意する。散布ノズルの交換(ドリフトレスノズル)
- 3 ほ場の端での散布は特に注意する
- 4 遮蔽シート・ネットの設置や緩衝地帯・障壁作物の設置
- 5 近接作物生産者相互の連携

農地を守り担い手を応援する専門情報誌

全国農業新聞

全国農業
新聞

週1回、必要な情報を、コンパクトに、分かりやすく！

●購読料 1ヶ月 700円(個人負担:350円)

※ 村では、購読料の半額の補助を行っています。購読を希望される方は、農業委員会事務局へお申し込みください。